

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第四百一号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示す

る。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の指名

主たる事務所の所在地

指定取消年月日

名島石油株式会社

取締役社長 名島 政宏

米子市錦町三丁目九〇―二

平成九年四月三十日

鳥取県告示第四百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団安部内科医院	米子市西福原一五六一―七	平成九年五月一日
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇―一三	〃
くらしげ歯科クリニック	東伯郡羽合町大字田後三二二―一六	〃
田村医院	鳥取市掛出町二一	平成九年五月十五日
萩原歯科医院	鳥取市元町三二七	〃
イズモト歯科医院	鳥取市新町二一〇	〃
内浜クリニック	米子市彦名町九六四―一	〃

川田内科医院	米子市皆生温泉一丁目四一	平成九年五月二十一日
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	平成九年五月二十六日
西部リハビリテーション病院	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	〃
灘尾歯科医院	東伯郡赤碕町大字赤碕二三五四	平成九年五月二十九日
中部休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	平成九年六月一日
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	〃
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉町三丁目七五一一五	〃
船木歯科クリニック	米子市西福原一〇一	〃
鳥取県西部歯科保健センター	米子市西三柳一〇四一	〃
吉井歯科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	〃
国谷歯科医院	西伯郡名和町大字御来屋一六四	〃
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五三	〃
はた薬局	岩美郡国府町新通り二丁目二五三	平成九年五月十五日
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里七二三一四	平成九年五月十六日
西村快復堂薬局	米子市日原八一〇一三	平成九年六月一日
アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇一五	〃

鳥取県告示第四百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を平成九年五月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字大木屋字小門谷七五一の六、七五一の七、七五二から七五五まで
- 二 指定の目的
土地の流出防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 二一 保安林予定森林の所在場所
米子市久米町九九、一〇〇の一、一〇〇の二
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成四年五月二十九日 鳥取県指令受港第八十三号

三 しゅん功認可の年月日

平成九年五月二十七日

四 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七二一―一七三二、一七五七―一八三二及び一七五七―一八二五地先公有水面

(二) 区域

その一

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結ぶ平成三年の秋分の日の満潮位（D・Lプラス〇・三三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 賀露地区鳥取港燈台（北緯三五度三二分三秒〇九、東経一三四度一分一一秒七二）から一二三度二六分三二秒、九五〇・二七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五九度〇二分〇〇秒、四九〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から八一度三一分三五秒、一一〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一七九度〇二分〇〇秒、四〇〇・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六九度〇二分〇〇秒、二・六二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七九度〇二分〇〇秒、二〇三・一〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から八九度〇二分〇〇秒、三八七・六二メートルの地点

その二

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と⑩の地点を結ぶ平成三年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑧の地点 賀露地区鳥取港燈台から一八〇度〇四分五〇秒、四三四・二〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三五九度〇二分〇〇秒、六三・五九メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から八九度〇二分〇〇秒、一九・〇〇メートルの地点

(三) 面積

- 一〇八、二四四・一七平方メートル
- その一 一〇七、六二四・二平方メートル
- その二 六二〇・一五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第四百六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年六月九日から施行する。

平成九年六月三日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

第一号の表中「境大橋支店」を「境大橋出張所」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年六月三日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間	
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	ライオンバーサル カニチャンスD GP	株式会社大同	700122	平成9年6月3日 から3年間	株式会社大同 愛知県日進市浅田町平子4-1026 木暮 佳一郎

申請者	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間	
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ニュージャック ニッポット	株式会社 尚 球 社	740045	平成9年6月3日 から3年間	株式会社尚球社

申請者	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間	
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	クランキーコン テラスT	ユニバーサル販売株式会社	740068	平成9年6月3日 から3年間	ユニバーサル販売株式会社